

お客様各位

休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、これらの預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律にもとづく異動事由として取扱います。

○休眠預金等活用法に係る異動事由

1. 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
3. 預金者および相続人等その他のこの預金にかかる債権を有する者（以下、「預金者等」といいます。）から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象になっている場合に限り。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳、もしくは繰越があったこと（当行が把握できる営業日以降とします。また、記帳する取引がない場合を除きます。納税準備預金および通知預金については店頭での記帳に限り。）
5. 預金者等からの申し出にもとづく取引店の変更があったこと
6. 総合口座取引規定にもとづく「普通預金」「定期預金」「貯蓄預金」のいずれかの預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

○本異動事由の変更

本異動事由を変更する時は、変更の内容および取扱いの期日を当行ウェブサイトに掲示し、その期日の到来とともに変更内容が発効するものとします。

○本異動事由の適用範囲

本異動事由が適用される預金の種類は以下のとおりです。

<当座預金>

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

<普通預金>

普通預金取引規定

<貯蓄預金>

貯蓄預金取引規定

<納税準備預金>

納税準備預金規定

- <期日指定定期預金>
 - 期日指定定期預金取引規定
- <大口定期預金> (自由金利型定期預金)
 - 自由金利型定期預金取引規定 (大口定期預金)
- <スーパー定期預金> (自由金利型定期預金M型)
 - 自由金利型定期預金 (M型) 取引規定 (スーパー定期)
- <変動金利型定期預金>
 - 変動金利定期預金取引規定
- <自由引出型定期預金>
 - 自由引出型定期預金取引規定 (スーパーアルファ)
- <元金分割受取型定期預金取引規定>
 - 元金分割受取型定期預金取引規定 (ふたつのひきだし)
- <積立定期預金>
 - 積立定期預金取引規定集総合口座取引規定
- <積立定期預金「アルファレディ」>
 - 積立定期預金「α R e a d y」のお取引規定
- <通知預金>
 - 通知預金規定
- <総合口座>
 - 総合口座取引規定

以 上

2020年4月1日

<本件に関するお問い合わせ先>

ダイレクトサービスセンター

0120-8789-56

月～金 9:00～21:00

(祝日および12月31日～1月3日は除きます)

休眠預金等活用法に関する取引規定

本規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」にもとづき、定めるものです。本規定が適用される預金については、本規定の定めによるほか、当行が定める預金にかかる取引規定の定めにより取扱います。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による引出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象に限りします。）
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除きます。納税準備預金および通知預金については店頭での記帳に限りします。）もしくは繰越があったこと。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（預金者等からの申し出による取引店の変更に限りします。）
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第1条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとな

った日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、本預金について支払が停止された場合であり、その支払の停止が解除された日
- ③ この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合、当該手続きが完了した日
- ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握できるものに限り、）当該入出が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
- ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合、他の預金に係る最終移動日等

3.（複数の預金を組み合わせた商品（総合口座等）の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押

えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (通知方法)

この預金について、第2条第2項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛に、ご連絡させていただきます。

6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

7. (本規定の適用範囲)

この預金の種類およびこの預金にかかる取引規定は以下のとおりです。

<当座預金>

当座勘定規定（一般用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

<普通預金>

普通預金取引規定

<貯蓄預金>

貯蓄預金取引規定

<納税準備預金>

納税準備預金規定

<期日指定定期預金>

期日指定定期預金取引規定

<大口定期預金>（自由金利型定期預金）

自由金利型定期預金取引規定（大口定期預金）

<スーパー定期預金>（自由金利型定期預金M型）

自由金利型定期預金（M型）取引規定（スーパー定期）

- <変動金利型定期預金>
 - 変動金利定期預金取引規定
- <自由引出型定期預金>
 - 自由引出型定期預金取引規定（スーパーアルファ）
- <元金分割受取型定期預金取引規定>
 - 元金分割受取型定期預金取引規定（ふたつのひきだし）
- <積立定期預金>
 - 積立定期預金取引規定集総合口座取引規定
- <積立定期預金「アルファレディ」>
 - 積立定期預金「α R e a d y」のお取引規定
- <通知預金>
 - 通知預金規定
- <総合口座>
 - 総合口座取引規定

以 上

2020年4月1日